

近代

第10章 近代国家の成立 2. 明治維新と文明開化 (2) 廃藩置県

府県の変遷と鳥取県再置

【読み下し文】

第四十二号

今般鳥取県を置き、因幡・伯耆

両国一円管轄せしめ候条、この旨

布告候こと

明治十四年九月十二日

太政大臣 三條実美

*明治十四年は西暦一八八一年。

官令

第四十二號

今般鳥取縣ヲ置キ因幡伯耆

兩國一圓令管轄候條此旨

布告候事

明治十四年九月十二日

太政大臣 三條實美

鳥取県が島根県に併合されて以来、鳥取士族を中心とした共立社と共弊社きょうりつしゃ きょうへいの二つの組織が鳥取県再置を求めて運動をした。1879(明治12)年に内務大臣やまがたありとも山県有朋が山陰を巡視した上で、①共弊社の活動が益々過激 ②鳥取の情勢は甚だ不穩 ③放置すれば暴動が起こると復命し、1881(明治14)年9月12日、最終的に上記の官令が出され、鳥取県の再置が決定した。

1998(平成10)年に、現在の鳥取県が誕生した日にちなみ、9月12日を「とっとり県民の日」に制定した。

「とっとり県民の日」9月12日 歴史冊子「鳥取県ができるまで」

鳥取県再置には、島根県のままでもいいという県中西部の反対運動も根強かったことを忘れてはならない日でもある。課題を克服しつつ因幡が一緒にやっていく日であることを自覚し、県民が、ふるさとについての理解と関心を深めるとともに、ふるさとを愛する心を育て、もって自信と誇りの持てる鳥取県を力を合わせて築きあげることを期する日として制定された。

解説

■府県の推移(明治政府と地方支配、廃藩置県後の再編成)

明治4年	7月14日	3府302県(廃藩置県)
明治4年	11月	1使3府72県(1使は北海道開拓使)
明治9年	8月21日	3府35県(鳥取など13県が廃県)
明治12年	9月12日	鳥取県再置
明治23年	5月	3府43県(*府県制・郡制公布)

*府県・郡は自治体ではなく行政区であり
首長は国の官吏(かんり)である府県知事・郡長。

■明治9年の廃県・併合の13県

①浜松県→静岡県	②筑摩県→長野県	③敦賀県→石川県と滋賀県
④度会県→三重県	⑤豊岡県→京都府	⑥奈良県→大阪府
⑦飾磨県→兵庫県	⑧鳥取県→島根県	⑨香川県→愛媛県
⑩徳島県→高知県と兵庫県	⑪三瀨県→福岡県	⑫佐賀県→長崎県
⑬宮崎県→鹿児島県		

*府県の廃県・併合は極秘裡に進められた、例えば飾磨県は、県庁舎(姫路)の落成式を盛大に開催したその当日に、廃県(兵庫県への併合)の公布を受けている。

■廃県後に再置・独立した県 ()は旧国名

(1) 沖縄県	(M12.4.4)	←廃藩(*琉球処分)
(2) 徳島県(阿波)	(M13.3.2)	←高知県より
(3) 福井県(越前・若狭)	(M14.2.7)	←滋賀・石川県より
(4) 鳥取県(因幡・伯耆)	(M14.9.12)	←島根県より
(5) 富山県(越中)	(M16.5.9)	←石川県より
(6) 佐賀県(肥前)	(M16.5.9)	←長崎県より
(7) 宮崎県(日向)	(M16.5.9)	←鹿児島県より
(8) 奈良県(大和)	(M20.11.4)	←大阪府より
(9) 香川県(讃岐)	(M21.12.3)	←愛媛県より

*沖縄地域は明治5年に琉球藩が置かれ、明治12年に沖縄置県がなされた。その後、日清間で琉球の所屬をめぐる外交問題に発展。分島改約案で妥決したが、調印されず、事実上廃案となった。これにより琉球列島の日本領有が事実上確定した。明治新政府が沖縄を日本国家に統合していく一連の過程を「琉球処分」という。

(担当：小山富見男)

参考資料

- ・吉村撫骨『鳥取県再置秘史』鳥取県再置記念会(1930年)
- ・松尾 茂『鳥取県の誕生～再置の前後』国書刊行会(1981年)